

# 四半期報告書

(第157期第1四半期)

自 平成21年4月1日  
至 平成21年6月30日

株式会社  
神戸製鋼所

E 0 1 2 3 1

第157期 第1四半期（自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日）

---

## 四半期報告書

---

1. 本書は、四半期報告書を金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して、平成21年8月4日に提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
2. 本書には、上記の方法により提出した四半期報告書に添付された四半期レビュー報告書を末尾に綴じ込んでおります。

株式会社神戸製鋼所

## 目 次

	頁
表 紙 .....	1
第一部 企業情報 .....	2
第1 企業の概況 .....	2
1 主要な経営指標等の推移 .....	2
2 事業の内容 .....	3
3 関係会社の状況 .....	3
4 従業員の状況 .....	3
第2 事業の状況 .....	4
1 生産、受注及び販売の状況 .....	4
2 事業等のリスク .....	5
3 経営上の重要な契約等 .....	5
4 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 .....	5
第3 設備の状況 .....	15
第4 提出会社の状況 .....	16
1 株式等の状況 .....	16
(1)株式の総数等 .....	16
(2)新株予約権等の状況 .....	16
(3)ライツプランの内容 .....	16
(4)発行済株式総数、資本金等の推移 .....	16
(5)大株主の状況 .....	17
(6)議決権の状況 .....	17
2 株価の推移 .....	18
3 役員の状況 .....	18
第5 経理の状況 .....	19
1 四半期連結財務諸表 .....	20
(1)四半期連結貸借対照表 .....	20
(2)四半期連結損益計算書 .....	22
(3)四半期連結キャッシュ・フロー計算書 .....	23
2 その他 .....	31
第二部 提出会社の保証会社等の情報 .....	32

[四半期レビュー報告書]

## 【表紙】

【提出書類】 四半期報告書  
【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項  
【提出先】 関東財務局長  
【提出日】 平成21年8月4日  
【四半期会計期間】 第157期第1四半期（自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日）  
【会社名】 株式会社 神戸製鋼所  
【英訳名】 Kobe Steel, Ltd.  
【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 佐藤 廣士  
【本店の所在の場所】 神戸市中央区脇浜町2丁目10番26号  
【電話番号】 078（261）5183  
【事務連絡者氏名】 経理部担当部長 河原 一明  
【最寄りの連絡場所】 神戸市中央区脇浜町2丁目10番26号  
【電話番号】 078（261）5183  
【事務連絡者氏名】 経理部担当部長 河原 一明  
【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所  
（東京都中央区日本橋兜町2番1号）  
株式会社大阪証券取引所  
（大阪市中央区北浜1丁目8番16号）  
株式会社名古屋証券取引所  
（名古屋市中区栄3丁目8番20号）

## 第一部【企業情報】

### 第1【企業の概況】

#### 1【主要な経営指標等の推移】

回次	第156期 前第1四半期連結 累計(会計)期間	第157期 当第1四半期連結 累計(会計)期間	第156期
会計期間	自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日	自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日	自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日
売上高 (百万円)	543,035	377,884	2,177,289
経常損益 (百万円)	42,660	△22,932	60,876
四半期(当期)純損益 (百万円)	25,292	△33,272	△31,438
純資産額 (百万円)	667,214	511,682	513,460
総資産額 (百万円)	2,346,130	2,280,543	2,295,489
1株当たり純資産額 (円)	206.52	158.12	159.58
1株当たり四半期(当期)純損益 (円)	8.42	△11.08	△10.47
潜在株式調整後 1株当たり四半期(当期)純利益 (円)	—	—	—
自己資本比率 (%)	26.4	20.8	20.9
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	71,025	△29,642	118,199
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△20,841	△36,139	△127,405
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△42,417	95,576	138,700
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高 (百万円)	70,683	219,994	187,745
従業員数 (人)	35,188	33,500	33,526

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しているので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。  
 2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。  
 3. 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

## 2 【事業の内容】

当第1四半期連結会計期間において、当社及び関係会社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

## 3 【関係会社の状況】

当第1四半期連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

## 4 【従業員の状況】

### (1) 連結会社（当社及び連結子会社）の状況

平成21年6月30日現在

従業員数（人）	33,500 [7,000]
---------	----------------

(注)従業員数は就業人員数であり、臨時従業員数は[ ]内に外数で記載しております。

### (2) 提出会社の状況

平成21年6月30日現在

従業員数（人）	10,509 [1,372]
---------	----------------

(注)従業員数は就業人員数であり、臨時従業員数は[ ]内に外数で記載しております。

## 第2 【事業の状況】

### 1 【生産、受注及び販売の状況】

#### (1) 生産実績

当第1四半期連結会計期間における鉄鋼関連事業、アルミ・銅関連事業の生産実績は、次のとおりであります。

事業の種類別 セグメントの名称	区分	当第1四半期連結会計期間 (21. 4 ~ 21. 6)	
		生産数量 (千トン)	前年同四半期比 (%)
鉄鋼関連事業	粗鋼	1,262	△39.8
アルミ・銅関連事業	アルミ圧延品	69	△27.9
	銅圧延品	22	△41.7

#### (2) 受注状況

当第1四半期連結会計期間における機械関連事業の受注状況は、次のとおりであります。

事業の種類別 セグメントの名称	区分	当第1四半期連結会計期間 (21. 4 ~ 21. 6)			
		受注高 (百万円)	前年同四半期比 (%)	受注残高 (百万円)	前年同四半期比 (%)
機械関連事業	国内	31,951	△14.6	134,865	△17.6
	海外	10,264	△79.5	163,596	△34.3
	合計	42,216	△51.8	298,462	△27.7

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

#### (3) 販売実績

当第1四半期連結会計期間における事業の種類別セグメント毎の販売実績は、次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	当第1四半期連結会計期間 (21. 4 ~ 21. 6)	
	金額 (百万円)	前年同四半期比 (%)
鉄鋼関連事業	161,098	△37.8
電力卸供給事業	19,739	+16.4
アルミ・銅関連事業	57,604	△49.4
機械関連事業	71,855	+24.2
建設機械関連事業	59,396	△32.5
不動産関連事業	10,451	+36.5
電子材料・その他の事業	8,738	△34.7
消去又は全社	△11,000	—
合計	377,884	△30.4

(注) 1. 主な相手先別の販売実績及びそれぞれの総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	前第1四半期連結会計期間 (20. 4 ~ 20. 6)		当第1四半期連結会計期間 (21. 4 ~ 21. 6)	
	金額 (百万円)	割合 (%)	金額 (百万円)	割合 (%)
神鋼商事(株)	92,676	17.1	51,889	13.7
(株)メタルワン	59,069	10.9	38,831	10.3

2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

#### (4) その他

当第1四半期連結会計期間における鉄鋼関連事業の主要な原材料価格及び鋼材販売価格は、前期に比べ著しく低下しており、その状況については、「4 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 (1) 業績の状況」に記載しております。

## 2 【事業等のリスク】

当第1四半期連結会計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。

また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

## 3 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定または締結等はありません。

## 4 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期報告書提出日現在において当社グループ（当社及び連結子会社）が判断したものであります。

### （1）業績の状況

当第1四半期連結会計期間の我が国経済は、在庫調整の進捗を主因に生産が持ち直すなど、景気悪化に下げ止まりの兆候が見られましたが、依然先行き不透明な状況が続きました。また、海外においても、中国で景気底入れの動きが見られたものの、米国、欧州を中心に全体として、景気の低迷が続きました。

このような経済環境のもと、当社グループにおいては、前年度の第4四半期に引き続き、当第1四半期においても鉄鋼関連事業の鋼材やアルミ・銅関連事業を中心に、低水準の操業を余儀なくされました。すなわち、総じて堅調な需要に恵まれた前年同期と比較すると、各事業における販売数量が大幅に減少したことから、当第1四半期連結会計期間の売上高は、前年同期に比べ1,651億円減収の3,778億円となりました。営業損益は、従来以上にコストダウン活動に注力したものの、販売数量の減少による影響が大きく、前年同期に比べ588億円減益の135億円の損失となりました。また経常損益は、前年同期に比べ655億円減益の229億円、四半期純損益は、前年同期に比べ585億円減益の332億円の、それぞれ損失となりました。

次に、事業の種類別セグメント毎の状況は以下のとおりであります。

#### [鉄鋼関連事業]

鋼材については、自動車など製造業における在庫調整の継続等により、需要は前年度の第4四半期に引き低い水準で推移しました。この結果、当第1四半期の鋼材出荷数量は、概ね前年度の第4四半期並にとどまり、需要が堅調であった前年同期を大幅に下回りました。販売単価については、前年度において第1四半期以降段階的に上昇しました。その後、当期においては原材料価格が値下がりした影響などにより下落したものの、前年同期と比べると上昇しました。

鋳鍛鋼品の売上高は、引き堅調に推移し、前年同期並となりましたが、溶接材料やチタン製品については、前年度の第4四半期と同様需要が低迷し、売上高が前年同期を下回りました。

この結果、当事業の売上高は前年同期比37.8%減の1,610億円となり、営業損益は固定費の削減など収益改善に取り組んだものの、前年同期に比べ559億円減益の272億円の損失となりました。

#### [電力卸供給事業]

電力単価に転嫁される石炭価格が上昇したことから、当事業の売上高は前年同期比16.4%増の197億円となり、営業利益は、減価償却費が減少したことなどにより前年同期に比べ9億円増益の50億円となりました。

#### [アルミ・銅関連事業]

アルミ圧延品については、飲料用缶材の販売量は堅調に推移しました。一方、前年度の第4四半期に需要が大幅に減少したその他の分野では、自動車向けが軽量化ニーズの高い環境対応型車種の販売好調により回復したものの、液晶・半導体製造装置関連向けは引き低調に推移しました。この結果、アルミ圧延品全体の販売量は前年同期を下回りました。

銅圧延品の販売量は、前年度の第4四半期に急激に落ち込んだ電子材料用銅板条が在庫調整の進捗に伴い回復しましたが、前年同期比では減少しました。

アルミ鋳鍛造品についても、液晶・半導体製造装置関連を中心に、売上高は前年同期を下回りました。

以上のような状況に加えて、販売価格に転嫁される地金価格が下落したことから、当第1四半期連結会計期間の売上高は前年同期比49.4%減の576億円となり、営業損益は、前年同期に比べ31億円減益の10億円の損失となりました。

#### [機械関連事業]

自動車及び石油精製・石油化学業界における設備投資が低迷したことにより、関連製品の受注が減少しました。また、これまで底堅く推移してきたLNG関連機器や大型の圧縮機については、一部の案件で計画の延期などが生じ、還元鉄プラントについても、世界的な景気悪化の影響を受け新規案件が減少しました。

これらの状況により、当第1四半期連結会計期間の受注高は、国内向けが前年同期比14.6%減の319億円、海外向けが前年同期比79.5%減の102億円となりました。この結果、当事業全体の受注高は、前年同期比51.8%減の422億円となり、当第1四半期連結会計期間末の受注残高は、2,984億円となりました。

また、当第1四半期連結会計期間の売上高は、前年同期比24.2%増の718億円となり、営業利益は、前年同期に比べ80億円増益の90億円となりました。

#### [建設機械関連事業]

油圧ショベルについては、中国での販売台数は前年度末にかけて減速傾向が見られたものの、春節明け以降内陸部を中心に前年同期を上回る水準にまで回復しました。一方、低迷の続く国内や米国、欧州向けは更に減少し、全体としては前年同期を下回りました。クレーンの販売台数は、比較的堅調に推移してきた北米向けが前年同期と比べると減少した他、国内や中東向けについても、前年同期を下回りました。

この結果、当事業の売上高は前年同期比32.5%減の593億円となり、営業損益は前年同期に比べ68億円減益の1億円の損失となりました。

#### [不動産関連事業]

不動産販売において、マンション完成在庫の早期販売に取り組んだことなどから、当事業の売上高は前年同期比36.5%増の104億円となり、営業利益は前年同期に比べ4億円増益の11億円となりました。

#### [電子材料・その他の事業]

液晶配線膜用ターゲット材の販売量は、前年度の第4四半期の水準からは回復しましたが、前年同期を下回りました。

この結果、当事業の売上高は前年同期比34.7%減の87億円となり、営業損益は前年同期に比べ20億円減益の10億円の損失となりました。

次に、所在地別セグメント毎の状況は以下のとおりであります。

なお、当第1四半期連結会計期間より全セグメントの売上高の合計に占めるアジアの割合が10%を上回ったため、アジアを区分し、対前年同期比は前第1四半期連結会計期間分を新区分に組み替えて記載しております。前第1四半期連結会計期間におけるアジアの売上高は527億円、営業損益は54億円であります。

#### [日本]

鉄鋼関連事業では、鋼材については、自動車など製造業における在庫調整の継続等により、需要は前年度の第4四半期に引き続き低い水準で推移しました。一方、鋳鍛鋼品の売上高は、引き続き堅調に推移しましたが、溶接材料やチタン製品については、前年度の第4四半期と同様需要が低迷しました。

アルミ・銅関連事業では、飲料用缶材の販売量は堅調に推移しましたが、液晶・半導体製造装置関連向けを中心に需要が低調に推移しました。

以上のような状況から、当第1四半期連結会計期間の売上高は前年同期比31.9%減の3,444億円となり、営業損益は前年同期に比べ541億円減益の161億円の損失となりました。

#### [アジア]

中国における建設機械関連事業の子会社の業績は堅調に推移しましたが、東南アジアにおけるアルミ・銅関連事業及び建設機械関連事業の子会社は、販売数量が大幅に減少しました。

以上のような状況から、当第1四半期連結会計期間の売上高は前年同期比21.7%減の413億円となり、営業損益は前年同期に比べ11億円減益の43億円となりました。

#### [その他の地域]

北米や中東において、建設機械関連事業の子会社の販売数量が減少しました。

この結果、当第1四半期連結会計期間の売上高は前年同期比34.7%減の125億円となり、営業損益は前年同期に比べ11億円減益の1億円の損失となりました。

(注) 売上高・受注高には消費税等は含まれておりません。

## (2) キャッシュ・フローの状況

当第1四半期連結会計期間のキャッシュ・フローの状況につきましては、営業活動によるキャッシュ・フローに係る支出が△296億円、投資活動によるキャッシュ・フローに係る支出が△361億円、財務活動によるキャッシュ・フローに係る収入が955億円となりました。

以上の結果、換算差額を含めた当第1四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物の残高は、前第1四半期連結会計期間末に比べ1,493億円増加の2,199億円となりました。

当第1四半期連結会計期間における各キャッシュ・フローの状況は、次のとおりであります。

### (営業活動によるキャッシュ・フロー)

税金等調整前四半期純損失に転じたことに加え、仕入債務の減少などにより運転資金負担が増加したため、当第1四半期連結会計期間の営業活動によるキャッシュ・フローは、前第1四半期連結会計期間に比べて1,006億円減少し、△296億円となりました。

### (投資活動によるキャッシュ・フロー)

固定資産の取得による支出が増加したため、当第1四半期連結会計期間における投資活動によるキャッシュ・フローは、前第1四半期連結会計期間に比べて152億円支出が増加し、△361億円となりました。

### (財務活動によるキャッシュ・フロー)

長期借入れによる収入が増加したことに加え、コマーシャル・ペーパー及び社債の償還による支出が減少したため、当第1四半期連結会計期間における財務活動によるキャッシュ・フローは、前第1四半期連結会計期間に比べて1,379億円収入が増加し、955億円となりました。

## (3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結会計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

なお、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（「会社支配に関する基本方針」）は以下のとおりであります。

### 1. 基本方針の内容

当社は上場会社として、株式の自由な取引のなかで、当社の企業価値、ひいては株主共同の利益の確保・向上に資する形であれば、支配権の移動を伴う大規模な株式買付行為であっても、何ら否定するものではありません。

しかしながら、一方、昨今のわが国の資本市場においては、株主・投資家などに十分な情報開示が行なわれる事なく、突如として株式等の大規模買付けが行なわれる事例が少なからず見受けられます。こうした大規模な株式買付行為および提案の中には、当社に回復し難い損害をもたらすおそれのあるものを内容として含むものや、株主の皆様に大規模買付行為を受け入れるか否かを検討するのに必要な情報と時間を提供しないものも想定されます。このような行為はいずれも当社の企業価値、ひいては株主共同の利益を著しく損なうおそれのあるものです。

特に、当社は素材関連や機械関連など様々な事業を行なっており、事業の裾野が広い分、多様なステークホルダーや、様々な事業により生み出されるシナジーが存在します。そして、これらのステークホルダーとの関係および事業間のシナジーについて十分な理解のない大規模買付者が当社の財務および事業の方針の決定を支配した場合には、当社の企業価値、ひいては株主共同の利益が毀損される可能性もあります。したがって、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業価値、ひいては株主共同の利益を向上させるうえで必要不可欠な、当社の経営理念、企業価値を生み出す源泉、当社を支えるステークホルダーとの信頼関係などを十分に理解し、その結果として当社の企業価値、ひいては株主共同の利益を確保、向上させる者でなければならないと考えております。これに反して、上述のような大規模な株式買付行為および提案を行なう者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えます。

以上を考慮した結果、大規模買付行為に関する必要かつ十分な情報を当社取締役会に事前に提供することを大規模買付者に求め、株主の皆様および当社取締役会のための一定の検討評価期間が経過した後にのみ当該大規模買付行為を開始するというルールを設定する必要があると考えております。

### 2. 当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の会社支配に関する基本方針の実現に資する特別な取組み

#### (1) 経営戦略の展開による企業価値向上への取組み

当社グループは、「オンリーワン」と「ものづくり力」をキーワードに事業競争力を強化し、持続的成長を追求することを中長期的な経営戦略の主軸にしております。

当社グループ独自の付加価値がユーザーから高く評価されている製品をオンリーワン製品と位置づけ、市場動向を的確に捉えながら一層の拡販に取り組むとともに、顧客や時代のニーズに対応した新たなオンリーワン製品の創出・育成を進めてまいります。

加えて、製造業の競争力の源泉たるものづくり力を一層強化すべく、製品機能の更なる高度化・高付加価値化を目指し、生産技術を支える研究開発体制の充実、戦略的な設備投資の実施、品質管理の徹底を図ってまいります。

一方、現下の景気動向と事業環境を踏まえ、コスト競争力の強化、生産体制の最適化、キャッシュフローの拡大など、喫緊の課題にも重点的に取り組んでまいります。特に、収益改善に向けては、平成20年末に立ち上げた、グループ横断組織「収益改善委員会」を中心核に、徹底したコスト削減に取り組んでまいります。

こうした事業競争力の向上と、体質強化による経営基盤の再整備に注力し、将来の好機を逃さぬように備えてまいります。

## (2) コーポレート・ガバナンス（企業統治）の強化による企業価値向上への取組み

当社は、内部統制システムに基づき、コーポレート・ガバナンス（企業統治）の充実と、万全なコンプライアンス体制の確立に全力をあげ、企業価値の向上に取り組んでおります。

### 3. 会社支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、平成21年4月28日開催の当社取締役会において、当社取締役全員の賛成により、当社株券等の大規模買付行為への対応方針を改定いたしました（以下、改定後のものを「本対応方針」といいます。）。

当社は、本対応方針中の、当社株券等の大規模買付行為に関する一定のルールを定め、これを遵守した場合およびしない場合に一定の措置を講じることを内容としたプラン（以下、「本プラン」といいます。）をもって、当社の会社支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みといたします。

本プランにつきましては、当社第156回定時株主総会において株主の皆様の承認を得られました。本プランは、同定時株主総会の終了後に開催された最初の取締役会の終了時に発効し、平成23年6月に開催予定の当社定時株主総会の終了後最初に開催される取締役会終了のときまで有効となっております。

本プランの内容の詳細は、以下の通りです。

#### (1) 本プランの趣旨

当社株券等（下記注5に定義します。以下同じです。）に対する大規模買付行為（下記注1に定義します。以下同じです。）が行なわれる場合に、株主の皆様がこのような買付行為を受け入れるか否かを検討するために必要かつ十分な情報を事前に提供することを大規模買付者（下記注2に定義します。以下同じです。）に求めるとともに、提供された情報に基づき、当社取締役会が当該大規模買付行為について検討評価を行なうための期間を設け、かかる期間が経過するまで当該大規模買付行為が開始されないようにするものです。

大規模買付者が本プランの手続きを遵守した場合には、原則として当社取締役会は対抗措置を発動しないものとし、大規模買付者は検討期間の終了により大規模買付行為を開始できることとなります。一方、大規模買付者が本プランの手続きを遵守しない場合、および、遵守した場合でも当社取締役会が当社の企業価値、ひいては株主共同の利益を守るために必要と判断する場合には、当社取締役会は対抗措置を発動することができます。なお、この検討期間は下記(4)に定める所定の条件に従い延長される場合があります。

本プランは、経済産業省および法務省が平成17年5月27日に公表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」に準拠し、かつ、経済産業省の企業価値研究会が平成20年6月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」を踏まえて設計されたものです。

(注1) 「大規模買付行為」とは、(i)持株割合（下記注3に定義します。以下同じです。）が15%以上となる当社株券等の買付けその他の取得、および(ii)結果として持株割合が15%以上となる当社株券等の公開買付けをいいます。

(注2) 「大規模買付者」とは、大規模買付行為を行ない、または行なおうとする者をいいます。

(注3) 「持株割合」とは、上記注1(i)の大規模買付行為については、金融商品取引法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいい、上記注1(ii)の大規模買付行為については、大規模買付者およびその特定株主グループ（下記注4に定義します。）に属する者の株券等所有割合（同法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。）の合計をいいます。

なお、持株割合の算出に当たっては、発行済株式の総数（同法第27条の23第4項に規定するものをいいます。）および総議決権の数（同法第27条の2第8項に規定するものをいいます。）は、有価証券報告書、四半期報告書および自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとします。

- (注4) 「特定株主グループ」とは、上記注1(i)の大規模買付行為については、当社株券等の保有者（金融商品取引法第27条の23第1項に規定する保有者をいい、同条第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。）およびその共同保有者（同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。）ならびにこれらの者と実質的に同一の者として当社取締役会で定める者をいい、上記注1(ii)の大規模買付行為については、当社株券等の買付け等（同法第27条の2第1項に規定する買付け等をいいます。）を行なう者およびその特別関係者（同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。）ならびにこれらの者と実質的に同一の者として当社取締役会で定める者をいいます。
- (注5) 「当社株券等」とは、上記注1(i)の大規模買付行為については、金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等のうち当社が発行者であるものをいい、上記注1(ii)の大規模買付行為については、同法第27条の2第1項に規定する株券等のうち当社が発行者であるものをいいます。

## (2) 独立委員会の設置

当社は、当社取締役会による恣意的な判断を防止し、本プランに則った手続きの客觀性、公正性および合理性を担保するため、当社取締役会から独立した組織として独立委員会を設置いたします。独立委員会の委員には、当社の業務執行を行なう経営陣から独立している当社社外取締役が含まれます。

独立委員会は、下記(3)に従い大規模買付者から提供される情報が大規模買付行為の是非を判断するのに十分か否かの判断ならびに下記(5)、(6)および(8)に記載する対抗措置の発動ならびに中止などの可否についての当社取締役会への勧告をはじめとする事項について審議および決議を行ないます。なお、独立委員会が当社取締役会に対して対抗措置を発動すべき旨を勧告する場合には、独立委員会に出席した当社社外取締役を務める委員のうち、少なくとも1名が賛成していることを決議要件とし、当社に対して善管注意義務を負う社外取締役の判断が独立委員会の勧告に反映される仕組みを確保しております。

## (3) 本必要情報の提供

### (a) 趣旨

大規模買付者には、大規模買付行為に先立ち、大規模買付者の提案が企業価値、ひいては株主共同の利益を高めるものか否かについて、株主の皆様ならびに当社取締役会および独立委員会による判断に供するため、当社取締役会に対し、下記(b)に記載する情報を下記(c)に定める手続きに従って提供していただきます。

### (b) 求める情報

#### 1) 要件

大規模買付者には、上記(a)の趣旨に照らし、株主の皆様ならびに当社取締役会および独立委員会が大規模買付行為を受け入れるか否かを検討するために必要かつ十分な情報（以下、「本必要情報」といいます。）を提供していただきます。本必要情報の具体的な内容は、原則として下記2)に例示する項目としますが、大規模買付者の属性および大規模買付行為の内容により異なり得るため、下記(c)2)に記載のとおり、当社より付いたします本必要情報のリスト（以下、「本必要情報リスト」といいます。）により定めることといたします。ただし、当社が大規模買付者に提供していただく情報は、株主の皆様ならびに当社取締役会および独立委員会が大規模買付行為の是非を適切に判断するために必要かつ十分な範囲に限定されるものとします。

#### 2) 本必要情報の具体的な内容（例）

- ① 大規模買付者およびその特定株主グループに属する者の概要
- ② 大規模買付行為の目的、方法および内容（買付けを予定する持株割合を含みます。）
- ③ 大規模買付行為に際しての第三者との間における意思連絡の有無および内容
- ④ 買付対価の算定根拠
- ⑤ 買付資金の裏付け（大規模買付者に対する資金の供与者の有無、名称その他の概要を含みます。）
- ⑥ 大規模買付行為完了後に意図する当社および当社グループの経営方針、事業計画、資本政策、配当政策、財務計画および資産活用策
- ⑦ 大規模買付行為完了後に意図する当社および当社グループの企業価値、ひいては株主共同の利益を持続的かつ安定的に向上させるための施策ならびに当該施策が当社および当社グループの企業価値、ひいては株主共同の利益を向上させることの具体的な根拠
- ⑧ 当社および当社グループの従業員、取引先、顧客、地域社会その他の利害関係者と当社および当社グループとの関係に関し、大規模買付行為完了後に予定する変更の有無および内容

### (c) 本必要情報提供にかかる手続き

#### 1) 大規模買付者による意向表明書の提出

大規模買付者が大規模買付行為を行なおうとする場合、まず、当社代表取締役宛に「意向表明書」をご提出いただきます。意向表明書には、当社の定める書式により、大規模買付者の名称、住所、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先、提案する大規模買付行為の概要を記載いただいたうえ、本プランに従う旨を誓約していただきます。

### 2) 当社からの本必要情報リストの交付

当社は、意向表明書受領後5営業日以内に、大規模買付者に提供していただく本必要情報リストを大規模買付者に交付いたします。

### 3) 大規模買付者による情報の提供および開示

大規模買付者には、本必要情報リストの交付後速やかに本必要情報を当社取締役会に対し提供していたくこととし、当社取締役会は当該情報を受領後直ちに独立委員会に提出し、独立委員会の検討および判断に供します。大規模買付者が提供した本必要情報が大規模買付行為の是非を判断するのに必要かつ十分なものではないと独立委員会が合理的に判断した場合、当社取締役会は大規模買付者に追加的に情報提供を求めることがあります（ただし、独立委員会は、大規模買付行為の是非を適切に判断するために必要な水準を超える情報開示を大規模買付者に対して要求し、または、大規模買付者に対して延々と本必要情報の提供を求めるなど、上記(a)に記載する趣旨を逸脱した運用を行なわないこととします。）。独立委員会が大規模買付行為の是非を判断するのに必要かつ十分な情報の提供を受けたと判断した場合には、当社は適時適切な方法によりその旨の開示を行ないます。

大規模買付行為の意向表明があった事実およびこれに関連する事項につきましては、法令および関係ある金融商品取引所の規則に従って適時適切な開示を行ないます。また、大規模買付者から当社取締役会に提供された本必要情報は、当社株主の皆様の判断のために必要であると独立委員会において合理的に判断される場合には、その全部または一部を公表することといたします。

### (4) 当社取締役会および独立委員会による検討評価

大規模買付行為の検討評価の難易度に応じ、上記(3)(c)3)に従い、独立委員会が大規模買付行為の是非を判断するのに必要かつ十分な本必要情報の提供を受けたと判断した旨を当社が開示した日から、(i) 対価を円貨の現金のみとする公開買付けによる当社株券等の全部の買付けの場合は60日間、(ii) (i)以外の大規模買付行為の場合は90日間を当社取締役会および独立委員会の検討評価期間（以下、「買付行為評価期間」といいます。）として確保いたします。

なお、買付行為評価期間の開始および終了時には、それぞれ法令および関係ある金融商品取引所の規則に従って適時適切な開示を行ないます。

当社取締役会は、買付行為評価期間中、必要に応じ外部専門家などの助言を受けながら、大規模買付者から提供された本必要情報の検討評価を行ない、大規模買付行為に対する当社取締役会としての意見をとりまとめ、公表いたします。また、必要に応じて、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善に向けて真摯に交渉し、当社取締役会として株主の皆様へ代替案を提示することがあります。

当独立委員会は、買付行為評価期間中、大規模買付者が当社取締役会に提供した本必要情報と当社取締役会が独立委員会に独自に提供した情報の分析評価を行なうものとし、その結果に基づき対抗措置を発動すべきか否かを当社取締役会に勧告するものといたします。

また、当社は、独立委員会が買付行為評価期間を延長する必要があると合理的に判断する場合には、買付行為評価期間を当初の期間に加え最大60日を上限として延長することができるものとし、大規模買付行為は、延長後の買付行為評価期間の終了後に開始されるべきものとします。この場合、当社は、独立委員会が買付行為評価期間を延長する必要があると判断した理由、延長期間その他当社取締役会が適切と認める事項について、速やかに公表を行ないます。

### (5) 大規模買付行為がなされたときの対応

#### (a) 大規模買付者が本プランの手続きを遵守しない場合

大規模買付者が本プランの手続きを遵守しない場合、具体的な買付方法の如何にかかわらず、当社取締役会は原則として下記(7)に記載する対抗措置をとることといたします。

#### (b) 大規模買付者が本プランの手続きを遵守した場合

##### 1) 基本的考え方

大規模買付者が本プランの手続きを遵守した場合には、当社取締役会は、仮に大規模買付行為に反対であったとしても、当該大規模買付行為に対する反対意見の表明や代替案の提示などを行なうにとどめ、原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置はとらないものとします。大規模買付者の提案に応じるか否かは、株主の皆様において、大規模買付者の提案ならびに当社取締役会が提示する当該提案に対する意見および代替案などをご考慮のうえ、ご判断いただくこととなります。

しかしながら、本プランの手続きが遵守されている場合であっても、当該大規模買付行為が当社に回復し難い損害をもたらすと認められる場合や当社の企業価値、ひいては株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合には、当社取締役会は、当社の企業価値、ひいては株主共同の利益を守ることを目的として、下記(7)に記載する対抗措置をとることがあります。

具体的には、下記2)に記載する類型に該当すると認められる場合には、原則として、大規模買付行為が当社に回復し難い損害をもたらす場合や当社の企業価値、ひいては株主共同の利益を著しく損なうと認められる場合に該当するものと考えます。

## 2) 対抗措置をとる場合

- ① 真に当社の経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価を吊り上げて高値で当社株券等を当社関係者に引き取らせる目的で当社株券等の大規模買付行為を行なっていると判断される場合（いわゆるグリーンメーラー）
- ② 当社の経営を一時的に支配して当社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客などを大規模買付者やそのグループ会社その他の関係者に移譲させる目的で当社株券等の大規模買付行為を行なっていると判断される場合（いわゆる焦土化経営）
- ③ 当社の経営を支配した後に、当社の資産を大規模買付者やそのグループ会社その他の関係者の債務の担保や弁済原資として流用する予定で当社株券等の大規模買付行為を行なっていると判断される場合（なお、大規模買付者が大規模買付行為の完了後に当社の資産を買付資金の供与者に対する担保に供することを予定していることだけをもって直ちに本類型に該当すると判断されるものではありません。）
- ④ 当社の経営を一時的に支配して当社の事業に当面関係していない不動産、有価証券等の高額資産などを売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるあるいは一時的高配当による株価の急上昇の機会を狙って当社株券等の高価売り抜けをする目的で当社株券等の大規模買付行為を行なっていると判断される場合（なお、大規模買付者が大規模買付行為の完了後に事業再編の一環として当社の資産の一部を売却等処分することを予定していることだけをもって直ちに本類型に該当すると判断されるものではありません。）
- ⑤ 大規模買付者の提案する当社株券等の買付方法が、強圧的二段階買収（最初の買付けで当社株券等の全部の買付けを勧誘することなく、二段目の買付条件を最初の買付けより不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付けなどの株券等の買付けを行なうことをいいます。）など、株主の皆様の判断の機会または自由を制約し、事実上、株主の皆様に当社株券等の売却を強要するおそれがあると判断される場合
- ⑥ 大規模買付者による支配権取得により、当社の企業価値、ひいては株主共同の利益を向上させるうえで必要不可欠な従業員・取引先・顧客・地域社会その他の利害関係者の利益が損なわれ、その結果当社の企業価値、ひいては株主共同の利益が著しく毀損されると合理的な根拠をもって判断される場合

## (6) 対抗措置の発動手続き（公正性の担保）

上記（5）に記載の、本プランに則って一連の手続きが行なわれたか否かおよび本プランの手続きが遵守された場合であっても対抗措置をとるか否かの判断に当たっては、その客觀性、公正性および合理性を担保するため、当社取締役会は、独立委員会に対し、対抗措置発動の是非について諮問し、独立委員会は、この諮問に基づき、対抗措置の発動の是非について勧告を行ないます。

当社取締役会は、対抗措置を発動するか否かの判断にあたっては、独立委員会の勧告を最大限尊重するものといたします。

なお、独立委員会は、その勧告の概要、その他独立委員会が適切と判断する事項につき、決議後速やかに公表を行ないます。

## (7) 対抗措置の内容（新株予約権無償割当て）

上記（5）および（6）に基づき大規模買付行為に対し対抗措置をとることとなった場合、当社取締役会の決議により、大規模買付者（大規模買付者の特定株主グループに属する者を含みます。以下、本(7)において同じです。）は新株予約権行使できないことを含め、以下に定める条件を設けた新株予約権（以下、「本新株予約権」といいます。）を新株予約権無償割当ての方法により株主の皆様に割り当てることとし（以下、「本新株予約権無償割当て」といいます。）、当社取締役会は、本新株予約権無償割当てを受けるべき株主を定めるための基準日（以下、「割当日」といいます。）を定めます。

### (a) 本新株予約権無償割当ての対象となる株主および割り当てる本新株予約権の数

割当日における最終の株主名簿に記載または記録された株主に対し、その所有株式（ただし、当社の有する当社株式を除きます。）1株につき1個の割合で本新株予約権を新株予約権無償割当ての方法により割り当てます。

(b) 本新株予約権の目的である株式の数

本新株予約権の目的である株式の数は、本新株予約権1個当たり、当社取締役会が別途定める数とします。

また、当社が株式分割または株式併合を行なう場合は、所要の調整を行ないます。

(c) 本新株予約権無償割当てが効力を生じる日

本新株予約権無償割当ては、割当日または当社取締役会が別途定める日をもってその効力を生ずるものとします。

(d) 本新株予約権の行使に際して出資される財産およびその財産の価額

本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その財産の価額は本新株予約権1個当たり1円とします。

(e) 本新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権の行使期間は、本新株予約権無償割当てが効力を生じた日から120日以内で当社取締役会が定める期間とします。

(f) 本新株予約権の譲渡制限

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとします。

(g) 本新株予約権の行使条件

大規模買付者は本新株予約権を行使できないものとします。また、当社取締役会の承認を得ることなく本新株予約権を譲り受けた者も本新株予約権を行使できないものとします。

本新株予約権は、大規模買付行為が完了したことを当社取締役会が認めて公表した日から10日を経過した後でなければ行使できないものとします。

適用ある法令（外国の法令を含みます。以下、本(g)において同じです。）上、本新株予約権の行使に關し、所定の手続きの履行または所定の条件の充足が必要とされる場合には、当該手続きまたは条件がすべて履行または充足されたと当社が認めた場合に限り本新株予約権を行使することができます。なお、本新株予約権を行使するために当社が当該手続きまたは条件を履行または充足することが必要とされる場合でも、当社はこれを履行または充足する義務を負いません。また、本新株予約権の行使が法令上認められない場合には、本新株予約権を行使することができません。

(h) 本新株予約権の取得に関する事項

当社は、本新株予約権無償割当てに際して取締役会が別途定める日をもって、本新株予約権の全部を無償にて取得することができるものとします。また、当社は、本新株予約権無償割当てに際して取締役会が別途定める日をもって、大規模買付者が保有する本新株予約権および当社取締役会の承認を得ることなく本新株予約権を譲り受けた者が保有する本新株予約権以外の本新株予約権を、本新株予約権1個当たり当社取締役会が別途定める数の当社株式をその対価として取得することができるものとします。ただし、当社取締役会は、本新株予約権の内容として、大規模買付者が保有する本新株予約権の対価として現金を交付する旨の取得条項を付することはできないものとします。

(i) 端数の切り捨て

本新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数または本新株予約権の取得の対価として交付する株式の数に1株に満たない端数が生じる場合、これを切り捨てるものとします。

(j) その他

その他必要な事項については、本新株予約権無償割当てに際して当社取締役会にて別途定めるものとします。

(8) 対抗措置の発動の中止など

独立委員会は、本新株予約権無償割当てが当社取締役会において一旦決議された後においても、下記のような事情がある場合には、本新株予約権無償割当てまでの間は、本新株予約権無償割当ての中止を、本新株予約権無償割当ての後においては本新株予約権の無償取得を行なう旨の勧告を含む、新たな勧告を行なうことができるものとします。

具体的には、当該決議後、(a) 大規模買付者が大規模買付行為を撤回した場合その他大規模買付行為が存しなくなった場合、または、(b) 上記(6)の勧告の判断の前提となった事実関係などに重大な変動が生じ、(i) 大規模買付者による大規模買付行為が上記(5)に定める対抗措置を発動する要件のいずれにも該当しないか、もしくは、(ii) 該当しても本新株予約権無償割当てを行なうこと、もしくは本新株予約権行使させることが相当でないと、独立委員会が判断するに至った場合には、本新株予約権無償割当ての中止または本新株予約権の無償取得を含む別個の判断を行ない、これを当社取締役会に勧告することができるものとします。この場合においても、当社取締役会は独立委員会の勧告を最大限尊重し、本新株予約権無償割当ての中止または本新株予約権の無償取得などを行なうか否かについて決定いたします。

独立委員会は、当該勧告の概要、その他独立委員会が必要と認める事項について、決議後速やかに公表を行ないます。

(9) その他

(a) 言語

本プランに基づく当社への本必要情報の提供、その他の当社への通知および連絡は日本語により行なわれるものといたします。

(b) 本プランの見直し

当社取締役会は、本プランの有効期間中であっても、本プランの基本的考え方方に反しない範囲で、関係諸法令の整備の状況その他の情勢の変化を踏まえ、当社の企業価値、ひいては株主共同の利益の更なる向上の観点から、独立委員会の勧告を最大限尊重しつつ、本プランを隨時見直してまいります。なお、本プランの見直しを行なった場合には、速やかにその旨の公表を行なうものといたします。

(c) 本プランの発効日と有効期限

本プランの発効およびそれに基づく対抗措置の発動については、株主の皆様にも一定の影響を与えるため、本プランについては当社第156回定時株主総会において株主の皆様のご意思を確認させていただきました。

本プランは同定時株主総会の終了後に開催された最初の取締役会の終了時に発効いたしました。本プランの有効期限は平成23年6月に開催予定の当社定時株主総会の終了後最初に開催される取締役会終了のときまでといたします。ただし、平成23年6月に開催予定の当社定時株主総会の終了後最初に開催される取締役会の開催日において、現に大規模買付行為がなされ、または本プランの手続きが既に開始されている場合には、当該行為への対応または本プランの運用のために必要な限度で、かかる有効期間は延長されるものとします。

また、本プランは、その有効期間中であっても、当社取締役会によりこれを廃止する旨の決議が行なわれた場合は、その時点で廃止されるものとします。

(d) 法令の改正などによる修正

本対応方針で引用する法令の規定は平成21年4月28日現在施行されている規定を前提としているものであり、同日以後、法令の新設または改廃により、本対応方針に定める条項ないし用語の意義などに修正を加える必要が生じた場合には、当社取締役会において、当該新設または改廃の趣旨を考慮のうえ、本対応方針に定める条項ないし用語の意義などを適宜合理的な範囲内で読み替えることができるものといたします。

#### 4. 経営者の取組みが会社支配に関する基本方針に沿い、当社の株主共同の利益を損なうものではないこと、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものでないことについて

(1) 経営者の取組みが会社支配に関する基本方針に沿うものであること

当社グループにおける企業価値、ひいては株主共同の利益の向上への取組みは、会社支配に関する基本方針にいう「当社の企業価値、ひいては株主共同の利益の確保・向上」のための現在の経営者による取組みであり、現在の経営者のかかる取組みの是非についての判断は、会社法に基づく事業報告等による開示と取締役の選解任権の行使を通じて、株主の皆様のご意思に委ねられております。

当社の現在のコーポレート・ガバナンス（企業統治）体制およびその強化のための様々な取組みは、会社法の規律に基づき、取締役の職務執行に対する監督機能を確保し、経営の透明性を高め、もって企業価値、ひいては株主共同の利益の向上に資する点で会社支配に関する基本方針に準拠するものであります。

また、本プランは、「大規模買付行為に応じるか否かは、最終的には株主の皆様が判断する」という基本精神に基づき作成されております。大規模買付者に対して大規模買付行為に関する情報を当社取締役会に事前に提供されること、一定の評価期間が経過した後にのみ当該大規模買付行為を開始することを求めていること、およびこれらを遵守しない大規模買付者に対して当社取締役会が対抗措置を講じることは、いずれも、大規模買付行為に応じるか否かを当社株主の皆様が判断するために必要な情報を提供させるため、あるいは代替案の提示を受ける機会を株主の皆様に保障するための手段として採用されたものであります。よって、本プランは、会社支配に関する基本方針の考え方沿って設計されたものであるといえます。

(2) 当社の株主共同の利益を損なうものではないこと

当社グループによる企業価値、ひいては株主共同の利益の向上や当社の現在のコーポレート・ガバナンス（企業統治）体制ならびにその強化のための様々な取組みは、いずれも企業価値の向上をもたらし、ひいては株主共同の利益につながるものであります。

また、本プランによって、当社株主の皆様は、大規模買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や代替案の提示を受ける機会を保障されることとなるのであって、本プランは当社株主共同の利益に資するものであると考えます。

さらに、本プランの発効は、株主総会における当社株主の皆様の承認が条件となっております。また、有効期間が明確に規定されていることから、本プランの更新を株主総会の決議により承認しないことが可能です。また、本プランは、取締役会決議によりいつでも廃止が可能であることから、当社株主の皆様が本プランの維持により株主共同の利益を損なうこととなると判断する場合、取締役の選解任権行使することにより、いつでも株主の皆様のご意思によって本プランを廃止することが可能となっております。このような仕組みにより、本プランが当社株主共同の利益を損なうことがないように配慮されております。

### (3) 当社の会社役員の地位の維持を目的とするものでないこと

当社の現在のコーポレート・ガバナンス（企業統治）体制は、すべて株主総会を頂点として構成されています。当社は取締役の任期を1年としており、任期期差制や解任のための株主総会決議要件の加重なども一切行なっておりません。また、本プランは、有効期間中であっても当社取締役会によりこれを廃止する旨の決議が行なわれた場合には、その時点で廃止されることとなっております。したがって、1回の株主総会で取締役の選解任を行ない、その後の取締役会決議により本プランを廃止することが可能であり、この点においても株主の皆様のご意思が反映されることとなっております。

また、本プランは、大規模買付行為を受け入れるか否かは最終的には当社株主の皆様の判断に委ねられるべきことを大原則としつつ、株主共同の利益を守るために必要な範囲で大量買付者が遵守すべき情報提供などのルールや、必要に応じて当社がとるべき対抗措置の内容および手続きを定めるものです。本プランは当社取締役会が対抗措置を発動する条件および手続きを事前かつ詳細に開示しており、当社取締役会による対抗措置の発動はかかる本プランの規定に従って行なわれます。

さらに、当社取締役会が大規模買付行為の是非を検討評価し、これに対する対抗措置を発動するか否かを判断するにあたっては、外部専門家などの助言を得るとともに、当社の業務執行を行なう経営陣から独立している委員で構成される独立委員会へ諮問し、同委員会の勧告を最大限尊重するものとされています。このように、本プランには、当社取締役会による適正な運用を担保するための手続きも盛り込まれています。

以上から、本プランは当社役員の地位の維持を目的とするものでないと考えております。

### (4) 研究開発活動

当第1四半期連結会計期間における当社グループの研究開発費は、63億円であります。

また、当第1四半期連結会計期間における研究開発活動の主な状況の変更内容は、次のとおりであります。

#### [機械関連事業]

当社機械エンジニアリングカンパニーでは、ボイラから発生した蒸気の減圧エネルギーを動力源として空気を圧縮し、加えて空気の圧縮熱を回収することによりボイラ燃焼における燃料消費を削減できる「圧縮熱回収蒸気駆動式エアコンプレッサ」を世界で初めて三浦工業(株)と共同開発し、販売を開始しました。

#### [建設機械関連事業]

コベルコクレーン(株)では、350トン吊りクローラクレーン「SL4500J-350」1機種を上市しました。

### 第3 【設備の状況】

#### (1) 主要な設備の状況

当第1四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

#### (2) 設備の新設、除却等の計画

当第1四半期連結会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設計画はありません。なお、経常的な設備更新のための除却等を除き、重要な設備の除却等の計画はありません。

## 第4【提出会社の状況】

### 1 【株式等の状況】

#### (1) 【株式の総数等】

##### ①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	6,000,000,000
計	6,000,000,000

##### ②【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末 現在発行数（株） (平成21年6月30日現在)	提出日現在発行数（株） (平成21年8月4日現在)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	3,115,061,100	3,115,061,100	東京、大阪、名古屋 (以上市場第一部)	単元株式数は1,000株 であります。
計	3,115,061,100	3,115,061,100	—	—

#### (2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

#### (3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

#### (4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減額 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成21年4月1日～ 平成21年6月30日	—	3,115,061	—	233,313	—	83,172

(5) 【大株主の状況】

株主名簿を確認したところ、当第1四半期会計期間において、大株主の異動はありませんでした。

当第1四半期会計期間末日現在の「大株主の状況」は以下のとおりです。

平成21年6月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合 (%)
日本トラスティ・サービス信託銀行 (株)信託口4G	東京都中央区晴海1-8-11	159,432	5.12
日本生命保険(相)	東京都千代田区丸の内1-6-6	125,310	4.02
新日本製鐵(株)	東京都千代田区大手町2-6-3	107,345	3.45
住友金属工業(株)	大阪市中央区北浜4-5-33	107,345	3.45
日本トラスティ・サービス信託銀行 (株)信託口	東京都中央区晴海1-8-11	104,405	3.35
日本マスタートラスト信託銀行(株) 信託口	東京都港区浜松町2-11-3	82,698	2.65
(株)みずほコーポレート銀行	東京都千代田区丸の内1-3-3	70,369	2.26
三菱UFJ信託銀行(株)	東京都千代田区丸の内1-4-5	52,333	1.68
(株)三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内2-7-1	47,348	1.52
双日(株)	東京都港区赤坂6-1-20	45,016	1.45
計	—	901,601	28.94

(注) 1. 上記の所有株式数の他に、当社は自己株式を107,563千株所有しております（発行済株式総数に対する所有株式数の割合は3.45%）。

2. 日本トラスティ・サービス信託銀行(株)信託口4G、日本トラスティ・サービス信託銀行(株)信託口、日本マスタートラスト信託銀行(株)信託口の所有株式は、信託業務に係るものであります。

(6) 【議決権の状況】

①【発行済株式】

平成21年6月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式（自己株式等）	—	—	—
議決権制限株式（その他）	—	—	—
完全議決権株式（自己株式等）	普通株式 119,860,000	—	—
完全議決権株式（その他）	普通株式 2,979,171,000	2,979,171	—
単元未満株式	普通株式 16,030,100	—	1単元(1,000株)未満の株式
発行済株式総数	3,115,061,100	—	—
総株主の議決権	—	2,979,171	—

(注) 「完全議決権株式（その他）」欄には証券保管振替機構名義の株式が83,000株、株主名簿上は当社名義となっておりますが実質的に所有していない株式が1,000株、及び名義人以外から株券喪失登録のある株式が1,000株含まれております。また、「議決権の数」欄に、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数が83個、株主名簿上は当社名義となっておりますが実質的に所有していない株式に係る議決権の数が1個、及び名義人以外から株券喪失登録のある株式に係る議決権の数が1個含まれております。

②【自己株式等】

平成21年6月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
当社	神戸市中央区脇浜町2-10-26	107,563,000	—	107,563,000	3.45
浅井産業(株)	大阪市北区梅田1-12-39	7,307,000	—	7,307,000	0.23
神鋼商事(株)	大阪市西区土佐堀1-3-7	—	3,000,000	3,000,000	0.10
神鋼鋼線工業(株)	尼崎市中浜町10-1	—	1,000,000	1,000,000	0.03
三和鐵鋼(株)	愛知県海部郡飛島村金岡7	415,000	—	415,000	0.01
(株)セラテクノ	明石市貴崎5-11-70	298,000	—	298,000	0.01
平成アルミ(株)	栃木県真岡市鬼怒ヶ丘15	13,000	164,000	177,000	0.01
土井産業(株)	名古屋市中村区亀島2-17-23	100,000	—	100,000	0.00
計	—	115,696,000	4,164,000	119,860,000	3.85

(注) 1. 株主名簿上は当社名義となっておりますが、実質的に所有していない株式が1,000株あります。なお、当該株式数は「①発行済株式」の「完全議決権株式（その他）」の中に含まれております。

2. 神鋼商事(株)及び神鋼鋼線工業(株)保有の他人名義の株式は、以下の名義で退職給付信託に拠出されたものであります。

みずほ信託銀行(株)退職給付信託神鋼商事口再信託受託者資産管理サービス信託3,000,000株  
(東京都中央区晴海1-8-12)

みずほ信託銀行(株)退職給付信託神鋼鋼線工業口再信託受託者資産管理サービス信託1,000,000株  
(東京都中央区晴海1-8-12)

3. 平成アルミ(株)は、当社の取引会社で構成される持株会（神鋼くろがね会協栄会 神戸市中央区脇浜町2-1-16）に加入しております、同持株会名義で当社株式164,436株を保有しております。

## 2 【株価の推移】

### 【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成21年4月	5月	6月
最高(円)	192	178	204
最低(円)	126	155	166

(注)最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

## 3 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期報告書の提出日までにおいて、役員の異動はありません。

### (執行役員の状況)

当社は、カンパニー制度の下で執行役員制を導入しておりますが、前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期報告書の提出日までにおいて、執行役員の異動はありません。

## 第5【経理の状況】

### 1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前第1四半期連結累計期間（平成20年4月1日から平成20年6月30日まで）は、改正前の四半期連結財務諸表規則に基づき、当第1四半期連結会計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）及び当第1四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）は、改正後の四半期連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

### 2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第1四半期連結累計期間（平成20年4月1日から平成20年6月30日まで）並びに当第1四半期連結会計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）及び当第1四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、あずさ監査法人による四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】  
 (1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	当第1四半期連結会計期間末 (平成21年6月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成21年3月31日)
<b>資産の部</b>		
流动資産		
現金及び預金	220,733	188,322
受取手形及び売掛金	234,844	283,784
商品及び製品	150,651	161,998
仕掛品	169,290	163,150
原材料及び貯蔵品	118,128	137,195
その他	96,133	106,853
貸倒引当金	△796	△671
流动資産合計	988,984	1,040,632
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	285,202	282,594
機械装置及び運搬具（純額）	418,639	421,853
土地	205,604	198,385
その他（純額）	73,208	67,704
有形固定資産合計	※1 982,653	※1 970,537
無形固定資産	21,276	20,472
投資その他の資産		
投資有価証券	192,220	165,858
その他	99,164	101,684
貸倒引当金	△3,756	△3,696
投資その他の資産合計	287,628	263,846
固定資産合計	1,291,558	1,254,856
<b>資産合計</b>	<b>2,280,543</b>	<b>2,295,489</b>
<b>負債の部</b>		
流动負債		
支払手形及び買掛金	372,936	479,644
短期借入金	157,567	157,249
コマーシャル・ペーパー	50,000	55,000
1年内償還予定の社債	59,376	49,958
未払法人税等	3,224	5,158
引当金	27,833	38,349
その他	179,793	189,274
流动負債合計	850,732	974,634
固定負債		
社債	213,304	199,822
长期借入金	569,412	491,557
退職給付引当金	39,879	38,144
その他の引当金	4,098	4,201
その他	91,433	73,669
固定負債合計	918,128	807,394
<b>負債合計</b>	<b>1,768,860</b>	<b>1,782,028</b>

(単位：百万円)

当第1四半期連結会計期間末  
(平成21年6月30日)

前連結会計年度末に係る  
要約連結貸借対照表  
(平成21年3月31日)

純資産の部		
株主資本		
資本金	233,313	233,313
資本剰余金	83,125	83,125
利益剰余金	219,194	252,504
自己株式	△51,384	△51,426
株主資本合計	484,248	517,516
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	20,734	448
繰延ヘッジ損益	△2,955	△6,266
土地再評価差額金	△4,811	△4,836
為替換算調整勘定	△22,435	△27,719
評価・換算差額等合計	△9,467	△38,374
少数株主持分	36,902	34,318
純資産合計	511,682	513,460
負債純資産合計	2,280,543	2,295,489

(2) 【四半期連結損益計算書】  
【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)
売上高	543,035	377,884
売上原価	453,454	357,649
売上総利益	89,580	20,234
販売費及び一般管理費	※1 44,328	※1 33,784
営業利益又は営業損失（△）	45,252	△13,549
営業外収益		
受取利息	469	369
受取配当金	1,980	1,460
業務分担金	2,213	1,808
持分法による投資利益	3,222	—
その他	6,821	2,374
営業外収益合計	14,706	6,013
営業外費用		
支払利息	4,876	5,176
出向者等労務費	5,785	4,394
持分法による投資損失	—	27
その他	6,635	5,798
営業外費用合計	17,298	15,397
経常利益又は経常損失（△）	42,660	△22,932
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期純損失（△）	42,660	△22,932
法人税、住民税及び事業税	13,472	413
法人税等調整額	1,689	9,551
法人税等合計	15,161	9,964
少数株主利益	2,206	375
四半期純利益又は四半期純損失（△）	25,292	△33,272

## (3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期純損失（△）	42,660	△22,932
減価償却費	31,207	29,276
受取利息及び受取配当金	△2,449	△1,830
支払利息	4,876	5,176
投資有価証券売却損益（△は益）	△1,296	△6
持分法による投資損益（△は益）	△3,222	27
有形固定資産売却損益（△は益）	△61	△44
有形固定資産除却損	309	253
売上債権の増減額（△は増加）	42,016	49,876
たな卸資産の増減額（△は増加）	△48,419	27,680
仕入債務の増減額（△は減少）	42,584	△117,101
その他	△6,717	7,599
小計	101,489	△22,024
利息及び配当金の受取額	815	3,531
利息の支払額	△3,145	△3,545
法人税等の支払額	△28,135	△7,602
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>71,025</b>	<b>△29,642</b>
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
有形及び無形固定資産の取得による支出	△23,083	△37,840
有形及び無形固定資産の売却による収入	490	618
投資有価証券の取得による支出	△7	△165
投資有価証券の売却による収入	4,342	254
出資金の払込による支出	△1,950	—
短期貸付金の増減額（△は増加）	△375	△552
長期貸付けによる支出	△81	△31
長期貸付金の回収による収入	102	84
移転補償金の受取額	—	2,784
その他	△279	△1,289
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>△20,841</b>	<b>△36,139</b>
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
短期借入金の純増減額（△は減少）	12,388	285
コマーシャル・ペーパーの増減額（△は減少）	△36,000	△5,000
長期借入れによる収入	10,000	80,401
長期借入金の返済による支出	△5,475	△1,875
社債の発行による収入	20,000	33,000
社債の償還による支出	△33,060	△10,100
ファイナンス・リース債務の返済による支出	—	△757
配当金の支払額	△9,269	△50
その他	△1,000	△328
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>△42,417</b>	<b>95,576</b>
現金及び現金同等物に係る換算差額	△3,767	2,454
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	3,998	32,249
現金及び現金同等物の期首残高	66,685	187,745
現金及び現金同等物の四半期末残高	※1 70,683	※1 219,994

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

	当第1四半期連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)
1. 連結の範囲に関する事項の変更	<p>当第1四半期連結会計期間において、ミドレックス UK LTD. を新たに連結の範囲に含めております。また、コベルコ建機九州(株)など3社を連結の範囲から除外しております、その理由は、合併であります。</p> <p>変更後の連結子会社の数は160社であります。</p>
2. 持分法の適用に関する事項の変更	<p>当第1四半期連結会計期間において、持分法の範囲の変更はありません。</p> <p>なお、持分法適用会社の数は50社であります。</p>
3. 会計処理基準に関する事項の変更	<p>(1)重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準            在外子会社等の収益及び費用については、従来、決算日の直物為替相場により円貨に換算しておりましたが、前連結会計年度の第4四半期連結会計期間より、期中平均相場により円貨に換算しているため、前第1四半期連結会計期間と当第1四半期連結会計期間で換算方法が異なっております。</p> <p>なお、前第1四半期連結会計期間に変更後の換算方法を適用した場合の当該期間の売上高及び損益に与える影響は軽微であります。</p> <p>(2)完成工事高及び完成工事原価の計上基準の変更            請負工事に係る収益の計上基準については、従来、当社のエンジニアリング事業及び一部の連結子会社の長期（工期一年以上）の工事については工事進行基準を、その他の工事については工事完成基準を適用しておりましたが、「工事契約に関する会計基準」（企業会計基準第15号 平成19年12月27日）及び「工事契約に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第18号 平成19年12月27日）を当第1四半期連結会計期間より適用し、当第1四半期連結会計期間に着手した工事契約から、当第1四半期連結会計期間末までの進捗部分について成果の確定性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。</p> <p>これによる当第1四半期連結会計期間の売上高及び損益に与える影響は軽微であります。</p>

【表示方法の変更】

当第1四半期連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)
<p>(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)</p> <p>前第1四半期連結会計期間において、「財務活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に含めていた「ファイナンス・リース債務の返済による支出」は重要性が増加したため、当第1四半期連結会計期間より区分掲記しております。なお、前第1四半期連結会計期間の「財務活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に含まれる「ファイナンス・リース債務の返済による支出」は△10百万円であります。</p>

【簡便な会計処理】

	当第1四半期連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)
たな卸資産の評価方法	当第1四半期連結会計期間末における棚卸高の算出に関して、実地棚卸を省略し前連結会計年度に係る実地棚卸高を基礎として合理的な方法により算定しております。
固定資産の減価償却費の算定方法	固定資産の年度中の取得、売却及び除却等の見積りを考慮した予算に基づく年間償却予定額を期間按分して算定しております。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第1四半期連結会計期間末 (平成21年6月30日)	前連結会計年度末 (平成21年3月31日)
※1 有形固定資産の減価償却累計額 1,963,764 百万円	※1 有形固定資産の減価償却累計額 1,941,374 百万円
2 保証債務 下記の会社の金融機関借入等について、それぞれ保証を行なっております。  四川成都成工工程機械 股分有限公司 8,758 百万円 他9社他 1,970	2 保証債務 下記の会社の金融機関借入等について、それぞれ保証を行なっております。  四川成都成工工程機械 股分有限公司 8,703 百万円 他9社他 1,861
合計 10,729	合計 10,565
(注)保証類似行為に該当するもの（952百万円）を含めております。	(注)保証類似行為に該当するもの（912百万円）を含めております。
3 受取手形割引高 471 百万円 受取手形裏書譲渡高 749	3 受取手形割引高 1,203 百万円 受取手形裏書譲渡高 867

(四半期連結損益計算書関係)

前第1四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)																		
<p>※1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。</p> <table> <tr> <td>運搬費</td> <td>12,250 百万円</td> </tr> <tr> <td>給料及び手当</td> <td>10,375</td> </tr> <tr> <td>貸倒引当金繰入額</td> <td>88</td> </tr> <tr> <td>退職給付費用</td> <td>495</td> </tr> </table>	運搬費	12,250 百万円	給料及び手当	10,375	貸倒引当金繰入額	88	退職給付費用	495	<p>※1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。</p> <table> <tr> <td>運搬費</td> <td>7,306 百万円</td> </tr> <tr> <td>給料及び手当</td> <td>7,171</td> </tr> <tr> <td>賞与引当金繰入額</td> <td>1,803</td> </tr> <tr> <td>貸倒引当金繰入額</td> <td>93</td> </tr> <tr> <td>退職給付費用</td> <td>570</td> </tr> </table>	運搬費	7,306 百万円	給料及び手当	7,171	賞与引当金繰入額	1,803	貸倒引当金繰入額	93	退職給付費用	570
運搬費	12,250 百万円																		
給料及び手当	10,375																		
貸倒引当金繰入額	88																		
退職給付費用	495																		
運搬費	7,306 百万円																		
給料及び手当	7,171																		
賞与引当金繰入額	1,803																		
貸倒引当金繰入額	93																		
退職給付費用	570																		

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前第1四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)												
<p>※1 現金及び現金同等物の当第1四半期連結累計期間末残高と当第1四半期連結貸借対照表に掲記されている科目的金額との関係 (平成20年6月30日現在)</p> <table> <tr> <td>現金及び預金勘定</td> <td>72,494 百万円</td> </tr> <tr> <td>預入期間が3ヶ月を超える定期預金</td> <td>△1,810</td> </tr> <tr> <td>現金及び現金同等物</td> <td>70,683</td> </tr> </table>	現金及び預金勘定	72,494 百万円	預入期間が3ヶ月を超える定期預金	△1,810	現金及び現金同等物	70,683	<p>※1 現金及び現金同等物の当第1四半期連結累計期間末残高と当第1四半期連結貸借対照表に掲記されている科目的金額との関係 (平成21年6月30日現在)</p> <table> <tr> <td>現金及び預金勘定</td> <td>220,733 百万円</td> </tr> <tr> <td>預入期間が3ヶ月を超える定期預金</td> <td>△739</td> </tr> <tr> <td>現金及び現金同等物</td> <td>219,994</td> </tr> </table>	現金及び預金勘定	220,733 百万円	預入期間が3ヶ月を超える定期預金	△739	現金及び現金同等物	219,994
現金及び預金勘定	72,494 百万円												
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	△1,810												
現金及び現金同等物	70,683												
現金及び預金勘定	220,733 百万円												
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	△739												
現金及び現金同等物	219,994												

(株主資本等関係)

当第1四半期連結会計期間末（平成21年6月30日）及び当第1四半期連結累計期間（自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日）

1. 発行済株式の種類及び総数  
普通株式 3,115,061,100株

2. 自己株式の種類及び株式数  
普通株式 112,561,694株

3. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項  
該当事項はありません。

4. 配当に関する事項  
該当事項はありません。

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間（自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日）

	鉄鋼 関連事業 (百万円)	電力卸 供給事業 (百万円)	アルミ・銅 関連事業 (百万円)	機械 関連事業 (百万円)	建設機械 関連事業 (百万円)	不動産 関連事業 (百万円)	電子材料・ その他の事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高										
(1)外部顧客に 対する売上高	253,294	16,952	113,476	56,660	87,868	5,988	8,794	543,035	—	543,035
(2)セグメント間 の内部売上高 又は振替高	5,851	—	331	1,178	124	1,669	4,588	13,744	△13,744	—
計	259,146	16,952	113,808	57,838	87,992	7,658	13,382	556,780	△13,744	543,035
営業利益	28,686	4,041	2,103	1,015	6,711	722	1,062	44,342	909	45,252

(注) 1. 事業区分は、当社の経営組織上の管理区分を基本に、一般的な製品等の類似性を考慮して決定しております。

2. 各事業の主な製品又は事業内容

鉄鋼関連事業

条鋼、鋼板、鋼片、鍛錬鋼品、チタン及びチタン合金、鉄粉及び粉末製品、鍛物用鋸、製鋼用鋸、スラグ製品、ステンレス鋼管、建材、各種特殊鋼製品、各種鋼線、溶接材料、溶接ロボット、溶接電源、各種溶接ロボットシステム、溶接関連試験・分析・コンサルティング業

電力卸供給事業

電力卸供給

アルミ・銅関連事業

アルミ圧延品、銅圧延品、アルミニウム合金及びマグネシウム合金鍛造品、アルミ加工品

機械関連事業

各種プラント、エネルギー・化学関連機器、原子力関連機器、土木工事、新交通システム、タイヤ・ゴム機械、樹脂機械、超高压装置、真空成膜装置、金属加工機械、各種圧縮機、冷凍機、ヒートポンプ、各種環境プラント、資源再生・土壤浄化、冷却塔、各種内燃機関、重電機器、搬送機器

建設機械関連事業

油圧ショベル、ミニショベル、ホイールローダ、クレーン、ラフテレーンクレーン、作業船  
不動産関連事業

不動産開発・建設・分譲・仲介・リフォーム、不動産賃貸・ビルマネジメント、マンション管理  
電子材料・その他の事業

特殊合金他新材料（ターゲット材等）、各種材料の分析・解析、高圧ガス容器製造業、シリコンウェハーの再生研磨・販売、超電導製品、有料老人ホームの運営

3. たな卸資産の評価基準の変更

通常の販売目的で保有するたな卸資産については、従来、主として総平均法による原価法によっておりましたが、当第1四半期連結会計期間より「棚卸資産の評価に関する会計基準」（企業会計基準第9号 平成18年7月5日）が適用されたことに伴い、主として総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）により算定しております。

この結果、従来の方法によった場合と比べ、当第1四半期連結累計期間の営業利益は、鉄鋼関連事業が997百万円、アルミ・銅関連事業が211百万円、機械関連事業が539百万円、建設機械関連事業が75百万円、不動産関連事業が32百万円、電子材料・その他の事業が24百万円それぞれ減少しております。

4. 有形固定資産の耐用年数の変更

平成20年度の法人税法の改正に伴い、当第1四半期連結会計期間より耐用年数の変更を行なっております。

この結果、従来の耐用年数によった場合と比べ、当第1四半期連結累計期間の営業利益は、鉄鋼関連事業が86百万円、電力卸供給事業が369百万円、アルミ・銅関連事業が957百万円、機械関連事業が12百万円、不動産関連事業が0百万円、電子材料・その他の事業が18百万円、それぞれ減少し、建設機械関連事業が42百万円増加しております。

当第1四半期連結累計期間（自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日）

	鉄鋼 関連事業 (百万円)	電力卸 供給事業 (百万円)	アルミ・銅 関連事業 (百万円)	機械 関連事業 (百万円)	建設機械 関連事業 (百万円)	不動産 関連事業 (百万円)	電子材料・ その他の事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高										
(1)外部顧客に 対する売上高	156,868	19,739	57,302	70,841	59,375	8,476	5,278	377,884	—	377,884
(2)セグメント間 の内部売上高 又は振替高	4,229	—	302	1,014	20	1,974	3,459	11,000	△11,000	—
計	161,098	19,739	57,604	71,855	59,396	10,451	8,738	388,884	△11,000	377,884
営業損益	△27,292	5,040	△1,093	9,091	△171	1,175	△1,031	△14,280	731	△13,549

(注) 1. 事業区分は、当社の経営組織上の管理区分を基本に、一般的な製品等の類似性を考慮して決定しております。

## 2. 各事業の主な製品又は事業内容

### 鉄鋼関連事業

条鋼、鋼板、鋼片、鍛造鋼品、チタン及びチタン合金、鉄粉、鍛物用鉄、製鋼用鉄、スラグ製品、ステンレス鋼管、建材、各種特殊鋼製品、各種鋼線、溶接材料、溶接ロボット、溶接電源、各種溶接ロボットシステム、溶接関連試験・分析・コンサルティング業

### 電力卸供給事業

#### 電力卸供給

### アルミ・銅関連事業

アルミニウム延品、銅延品、アルミニウム合金及びマグネシウム合金鍛造品、アルミ加工品

### 機械関連事業

製鉄プラント、各種プラント、エネルギー・化学関連機器、原子力関連機器、砂防・防災製品、土木工事、新交通システム、タイヤ・ゴム機械、樹脂機械、超高压装置、真空成膜装置、金属加工機械、各種圧縮機、冷凍機、ヒートポンプ、各種環境プラント、資源再生、冷却塔、各種内燃機関、搬送機器

### 建設機械関連事業

油圧ショベル、ミニショベル、ホイールローダ、クローラクレーン、ラフテレーンクレーン、作業船

### 不動産関連事業

不動産開発・建設・分譲・仲介・リフォーム、不動産賃貸・ビルマネジメント、マンション管理

### 電子材料・その他の事業

特殊合金他新材料（ターゲット材等）、各種材料の分析・解析、高圧ガス容器製造業、シリコンウェハーの再生研磨・販売、超電導製品、有料老人ホームの運営

【所在地別セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間（自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日）

	日本 (百万円)	その他の地域 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高					
(1)外部顧客に対する売上高	473,933	69,102	543,035	—	543,035
(2)セグメント間の内部売上高 又は振替高	31,953	2,858	34,812	△34,812	—
計	505,886	71,960	577,847	△34,812	543,035
営業利益	37,940	6,343	44,283	968	45,252

(注) 1. 国又は地域の区分は地理的近接度によっております。

2. その他の地域の区分に属する主な地域は、アジアであります。

3. たな卸資産の評価基準の変更

通常の販売目的で保有するたな卸資産については、従来、主として総平均法による原価法によっておりましたが、当第1四半期連結会計期間より「棚卸資産の評価に関する会計基準」（企業会計基準第9号 平成18年7月5日）が適用されたことに伴い、主として総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）により算定しております。

この結果、従来の方法によった場合と比べ、当第1四半期連結累計期間の営業利益は、日本が1,880百万円減少しております。

4. 有形固定資産の耐用年数の変更

平成20年度の法人税法の改正に伴い、当第1四半期連結会計期間より耐用年数の変更を行なっております。

この結果、従来の耐用年数によった場合と比べ、当第1四半期連結累計期間の営業利益は、日本が1,401百万円減少しております。

当第1四半期連結累計期間（自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日）

	日本 (百万円)	アジア (百万円)	その他の地域 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高						
(1)外部顧客に対する売上高	325,290	40,479	12,114	377,884	—	377,884
(2)セグメント間の内部売上高 又は振替高	19,204	823	437	20,465	△20,465	—
計	344,495	41,302	12,551	398,349	△20,465	377,884
営業損益	△16,165	4,320	△197	△12,043	△1,505	△13,549

(注) 1. 国又は地域の区分は地理的近接度によっております。

2. 日本以外の区分に属する主な国又は地域

- (1)アジア・・・中国、シンガポール、タイ、マレーシア
- (2)その他の地域・・・北米

3. 当第1四半期連結累計期間より全セグメントの売上高の合計に占めるアジアの割合が10%を上回ったため、アジアを区分して記載しております。なお、前第1四半期連結累計期間におけるアジアの売上高は52,741百万円、営業利益は5,434百万円であります。

**【海外売上高】**

前第1四半期連結累計期間（自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日）

	アジア	その他の地域	計
I 海外売上高（百万円）	114,878	61,753	176,632
II 連結売上高（百万円）			543,035
III 連結売上高に占める海外売上高の割合（%）	21.1	11.4	32.5

(注) 1. 国又は地域の区分は地理的近接度によっております。

2. 各区分に属する主な国又は地域

- (1) アジア・・・中国、台湾、韓国、タイ、マレーシア
- (2) その他の地域・・・北米、中東

3. 海外売上高は、当社及び連結子会社の本邦以外の国又は地域における売上高であります。

当第1四半期連結累計期間（自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日）

	アジア	その他の地域	計
I 海外売上高（百万円）	81,743	48,411	130,154
II 連結売上高（百万円）			377,884
III 連結売上高に占める海外売上高の割合（%）	21.6	12.8	34.4

(注) 1. 国又は地域の区分は地理的近接度によっております。

2. 各区分に属する主な国又は地域

- (1) アジア・・・中国、台湾、韓国、タイ、マレーシア
- (2) その他の地域・・・北米、中東

3. 海外売上高は、当社及び連結子会社の本邦以外の国又は地域における売上高であります。

**(有価証券関係)**

その他有価証券で時価のあるもの

当第1四半期連結会計期間末（平成21年6月30日）

(単位：百万円)

	取得原価	四半期連結貸借対照表計上額	差額
(四半期連結貸借対照表計上額 が取得原価を超えるもの)			
(1) 株式	48,754	80,304	31,550
小計	48,754	80,304	31,550
(四半期連結貸借対照表計上額 が取得原価を超えないもの)			
(1) 株式	40,593	33,929	△6,663
(2) その他	10	9	△1
小計	40,603	33,938	△6,664
合計	89,358	114,243	24,885

(1 株当たり情報)

1. 1 株当たり純資産額

当第1四半期連結会計期間末 (平成21年6月30日)	前連結会計年度末 (平成21年3月31日)
1 株当たり純資産額 158円12銭	1 株当たり純資産額 159円58銭

2. 1 株当たり四半期純損益

前第1四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)
1 株当たり四半期純利益 8円42銭	1 株当たり四半期純損失 △11円08銭

(注) 1. 潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

2. 1 株当たり四半期純損益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)
1 株当たり四半期純損益の算定上の基礎		
四半期純損益 (百万円)	25,292	△33,272
普通株主に帰属しない金額 (百万円)	—	—
普通株式に係る四半期純損益 (百万円)	25,292	△33,272
普通株式の期中平均株式数 (千株)	3,002,563	3,002,507

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

該当事項はありません。

## **第二部【提出会社の保証会社等の情報】**

該当事項はありません。

## 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成20年8月8日

株式会社 神戸製鋼所

代表取締役社長 犬伏 泰夫 殿

あづさ監査法人

指定社員 公認会計士 安川 文夫 印  
業務執行社員

指定社員 公認会計士 日根野谷 正人 印  
業務執行社員

指定社員 公認会計士 中島 久木 印  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社神戸製鋼所の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結累計期間（平成20年4月1日から平成20年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社神戸製鋼所及び連結子会社の平成20年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

---

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は四半期報告書提出会社が別途保管しております。

2. 四半期連結財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれておりません。

## 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年8月4日

株式会社 神戸製鋼所

代表取締役社長 佐藤 廣士 殿

あづさ監査法人

指定社員 公認会計士 安川 文夫 印  
業務執行社員

指定社員 公認会計士 日根野谷 正人 印  
業務執行社員

指定社員 公認会計士 中島 久木 印  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社神戸製鋼所の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社神戸製鋼所及び連結子会社の平成21年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- 
- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は四半期報告書提出会社が別途保管しております。  
2. 四半期連結財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれておりません。